2022年5月20日

各　位

会　社　名	株式会社みずほフィナンシャルグループ
代　表　者	執行役社長　木原　正裕
本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
コード番号	8411（東証プライム市場）

株式給付制度の対象者拡大に伴う株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ

当社は、当社の取締役、執行役及び執行役員、並びに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社の取締役及び執行役員を対象にした株式報酬制度（以下「現制度」といいます。）を導入しております（現制度の詳細につきましては、2015年5月15日付「当社グループの役員に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2016年7月15日付「業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」及び2018年7月13日付「株式報酬制度の改定および役員株式給付信託（BBT）への追加拠出のお知らせ」をご参照ください。)。

今般、当社は、当社及び一部の連結子会社の執行理事に対しても現制度と同様に信託を活用した株式給付制度（以下「本制度」といいます。）による「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入することとし、本日、本制度の信託設定時期、株式の取得時期及び取得株式の総額等の詳細を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式給付制度の対象拡大の背景

当社及び一部の連結子会社は、2021年7月1日より執行理事制度を導入しております。

当社は、みずほフィナンシャルグループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の執行理事が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ及び当該役割期待に対する対価として機能することを目的に、株式給付制度の対象を執行理事に拡大することとしました。

２．本制度の概要

（１）本制度の対象者

本制度の対象者は、当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社の執行理事とします。

（２）本制度の概要

本制度は、現制度と同様に「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」と称される仕組

みを採用し、職責等及び当社グループの全社業績等に応じて決定された株式について、1 年間繰延後に一括給付を行うとともに、会社や本人の業績等次第で減額や没収が可能な仕組みとしております。

なお、本制度に関して新たに設定する信託（以下「本信託」といいます。）の信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。

３．本信託の概要

（１）名称　：株式給付信託（BBT）
（２）委託者　：当社
（３）受託者　：みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
（４）受益者　：当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社の執行理事のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
（５）信託管理人　：当社と利害関係のない第三者を選定
（６）信託の種類　：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
（７）本信託契約の締結日：2022 年 5 月 27 日（予定）
（８）金銭を信託する日　：2022 年 5 月 27 日（予定）
（９）信託の期間　：2022 年 5 月 27 日（予定）から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

４．本信託における当社株式の取得内容

（１）取得する株式の種類　：当社普通株式
（２）株式の取得資金として信託する金額：1,200,000,000 円（予定）
（３）取得株式数の上限　：808,000 株
（４）株式の取得方法　：取引所市場より取得
（５）株式の取得期間　：2022 年 5 月 27 日から 2022 年 6 月 3 日（予定）

以　上

本件に関するお問い合わせ先
みずほフィナンシャルグループ
コーポレート・コミュニケーション部　広報室 03-5224-2026